

## 業務説明資料

本説明書に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務実施の条件となるものではありません。

### 1 件名

こどもの意見を聴く取組広報・啓発業務委託

### 2 履行期限

契約締結した日から令和7年12月末日まで

なお、業務内容別の履行期限については個別に指定した期限による

### 3 履行場所

こども青少年局企画調整課

受託者社内及びその他委託者の指定する場所

### 4 業務目的

こども基本法及び横浜市こども・子育て基本条例の趣旨を踏まえ、「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こどもが意見を表明しやすい環境となり、社会全体でこどもの意見を大切に作る気運を醸成していくため、こどもから意見を聴く取組の広報・啓発を行う。

### 5 業務管理体制

#### (1) 統括担当の設置

業務全体の統括及び委託者等との調整窓口等を担う統括担当を、契約後速やかに設置すること。

また、本件を担当するものを含めた打合せを適宜設定すること。

#### (2) 全体のスケジュール管理

統括担当は契約後、2週間以内に、本業務に係る全体スケジュールを委託者に提示し、承認を受けること。

#### (3) 留意事項

適正かつ確実な業務遂行体制を作ること。また、委託者からの求めがあった際には、すみやかに報告できるようにすること。

## 6 業務内容

### (1) 動画制作

#### ア 子ども向け

子どもが自分の意見を気軽かつ積極的に発信・伝えることができることが、子ども本人に伝わるような広報動画を制作（企画、構成、撮影、編集、録音等）する。

- ・本市「市民の声」事業など意見を投稿できる既存ツールの情報も周知すること。
- ・小学生が理解できるよう平易な表現・内容とすること。
- ・動画時間は15秒とすること。

#### イ 大人向け

「子ども基本法」や「横浜市子ども・子育て基本条例」の趣旨を踏まえ、「子どもまんなか社会」をわかりやすく表現し、子どもの意見を大切にしていける社会風土を市民に浸透させるための広報動画を制作（企画、構成、撮影、編集、録音等）する。

- ・動画時間は15秒とすること。

### (2) 広報・啓発の実施

制作した動画をより多くの人々の目にとまるよう、ターゲットに向けて効果的な広告媒体を活用した広報・啓発の提案および実施すること。

行政割引等の適用がある広告媒体については、割引を適用すること。その場合、委託者は受託者の求めに応じて広告管理者へ提出する申請書を準備するものとする。

## 7 実施スケジュール（予定）

時期	業務内容
令和7年6月下旬	・業務スケジュール提出
7月～10月中旬上旬	・広報掲出箇所調整 ・動画制作（子ども向け・大人向け）
11月1日～11月30日	・動画広告期間
12月末まで	・実施報告書の提出

※詳細スケジュールについては、受託事業者と調整しながら決定

## 8 委託料の支払

委託者は、契約期間満了後、受託者からの請求に基づき、委託料を一括して支払うものとする。

## 9 納入成果物

成果物は次のとおりとし。各納品期限までに提出すること。

なお、提出するデータ形式は、契約締結後、委託者と受託者間で協議し、変更できるものとする。

成果物	提出形式	納品期限
(1)業務スケジュール	電子データ	契約締結後2週間以内
(2)動画（子ども向け）	データ	令和7年10月中旬まで
(3)動画（大人向け）	データ	令和7年10月中旬まで
(4)広報実施報告書	電子データ	令和7年12月末まで

## 10 著作権の処理

- (1) 本件委託にかかる著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）は委託者に帰属し、受託者は著作者人格権の行使をしないこと。
- (2) 制作等にあたり、第三者の著作権等の権利に抵触した場合は、受託者の責任と費用をもって適正に処理すること。
- (3) 本件に使用する映像、写真、原稿、イラスト等については、事前の受託者からの承諾なしに、委託者の別の事業の中で使用することがある。
- (4) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議のうえ、決定するものとする。

## 11 個人情報の保護

本契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

## 12 秘密の公開の禁止

受託者が、委託業務の履行に伴い、またはこれに関連して知り得た業務上の資料または知識を第三者に漏えいすることを禁止する。

## 13 一般事項

- (1) 本業務の進捗状況については、委託者に適宜報告すること。
- (2) 業務の実施に際しては、委託者からの指示に基づき、十分に協議を行うこと。
- (3) 本業務で知り得た情報については、「委託契約約款」及び「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守し、十分に留意して管理を適切に行うこと。
- (4) 本業務の進捗管理等必要があるときは、打合せを行う。
- (5) 業務内容及びその他必要事項について疑義が生じた際は、委託者と速やかに協議の上対応すること。
- (6) 本仕様書に記載のない事項及び本仕様書に疑義のある場合には、委託者と事前に協議し、その指示に従うこと。